

1 パブリックコメントの結果について

- 実施期間：令和5年（2023年）3月17日～令和5年(2023年)4月17日
- 件数：2名から17件の意見

○意見に対する本市の対応

対応		件数
対応1（補足修正）	ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの	7件
対応2（説明・理解）	市としての考えを説明し、ご理解いただくもの	2件
対応3（事業参考）	素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの	6件
対応4（その他）	素案には盛り込めないが、意見として伺ったもの	2件

○対応1（補足修正）とした意見の主な内容

ご意見	補足修正内容
バリアフリーが必要な方の定義について「身体の機能上の制限を受ける人」という表現は身体的な障害のみの方が対象と誤解される懸念があるのでは。 【第7章7.1心のバリアフリーの必要性】	定義について記述を補足修正。 <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <h3>7.1 心のバリアフリーの必要性</h3> <p>障がい者等（障がい者（身体、知的、精神、発達障がい者）、高齢者、妊産婦など、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限<u>など、物理的・心理的制約</u>を受ける人<u>全て</u>を含みます。）、<u>全ての人々</u>が安心して日常生活や社会生活を送るためには、施設や設備のバリアフリー化をはじめとするハード面の整備のみならず、私たちの心や生活に存在するバリア（障壁）を取り除くための「心のバリアフリー」が不可欠です。</p> </div>

バリアフリーマスタープラン（素案）に関するパブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの結果について

ご意見	補足修正内容				
<p>各施設におけるバリアフリー化について、仮設住宅に関することも追記してはどうか。 【第3章3.3市のバリアフリーに関する課題】</p>	<p>「仮設住宅」に関する項目を追記。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="590 335 1730 371">バリアフリーに関する主な課題</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="590 371 849 1021">各施設におけるバリアフリー化</td><td data-bbox="849 371 1730 1021"><ul style="list-style-type: none">・障がいのある方は自動車での移動が多いものの、中心市街地や地域拠点への貴重な移動手段である公共交通のバリアフリー化が必要である。・建築物のバリアフリー状況に対しては満足度が高い傾向にあるものの、トイレや駐車場に対する指摘が多くあり、各施設においてバリアフリートイレや障がい者用駐車場の整備を推進していく必要がある。・道路においては、視覚障害者誘導用ブロックや舗装の維持管理に対する指摘が多ことから、さらなるバリアフリー化の推進に加え、<u>既存施設の適切な維持管理が必要である。</u>・青時間が短く渡り切れない信号機や、横断歩道表示の劣化など、交通安全上の指摘が多くあり、<u>交通管理者と連携を深めた交通安全対策に取り組む必要がある。</u>・避難時においては、落ちつけるスペースがないことや移動が難しいことへの不安が多く、<u>避難所の利用環境やサポートの充実を図る必要がある。</u>・<u>仮設住宅については、車椅子使用者や高齢者の入居を想定したバリアフリー対応型のものを一定数確保できる取組を推進していく必要がある。</u></td></tr></tbody></table>	バリアフリーに関する主な課題		各施設におけるバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある方は自動車での移動が多いものの、中心市街地や地域拠点への貴重な移動手段である公共交通のバリアフリー化が必要である。・建築物のバリアフリー状況に対しては満足度が高い傾向にあるものの、トイレや駐車場に対する指摘が多くあり、各施設においてバリアフリートイレや障がい者用駐車場の整備を推進していく必要がある。・道路においては、視覚障害者誘導用ブロックや舗装の維持管理に対する指摘が多ことから、さらなるバリアフリー化の推進に加え、<u>既存施設の適切な維持管理が必要である。</u>・青時間が短く渡り切れない信号機や、横断歩道表示の劣化など、交通安全上の指摘が多くあり、<u>交通管理者と連携を深めた交通安全対策に取り組む必要がある。</u>・避難時においては、落ちつけるスペースがないことや移動が難しいことへの不安が多く、<u>避難所の利用環境やサポートの充実を図る必要がある。</u>・<u>仮設住宅については、車椅子使用者や高齢者の入居を想定したバリアフリー対応型のものを一定数確保できる取組を推進していく必要がある。</u>
バリアフリーに関する主な課題					
各施設におけるバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある方は自動車での移動が多いものの、中心市街地や地域拠点への貴重な移動手段である公共交通のバリアフリー化が必要である。・建築物のバリアフリー状況に対しては満足度が高い傾向にあるものの、トイレや駐車場に対する指摘が多くあり、各施設においてバリアフリートイレや障がい者用駐車場の整備を推進していく必要がある。・道路においては、視覚障害者誘導用ブロックや舗装の維持管理に対する指摘が多ことから、さらなるバリアフリー化の推進に加え、<u>既存施設の適切な維持管理が必要である。</u>・青時間が短く渡り切れない信号機や、横断歩道表示の劣化など、交通安全上の指摘が多くあり、<u>交通管理者と連携を深めた交通安全対策に取り組む必要がある。</u>・避難時においては、落ちつけるスペースがないことや移動が難しいことへの不安が多く、<u>避難所の利用環境やサポートの充実を図る必要がある。</u>・<u>仮設住宅については、車椅子使用者や高齢者の入居を想定したバリアフリー対応型のものを一定数確保できる取組を推進していく必要がある。</u>				

その他トイレのバリアフリー化方針において非常ボタンの設置、生活関連施設利用者対象として子育て世代等の追加、バリアフリーマスタープランの推進体制についてワークショップや市民等との意見交換の追記等についてご意見をいただき、バリアフリーマスタープランに反映した。

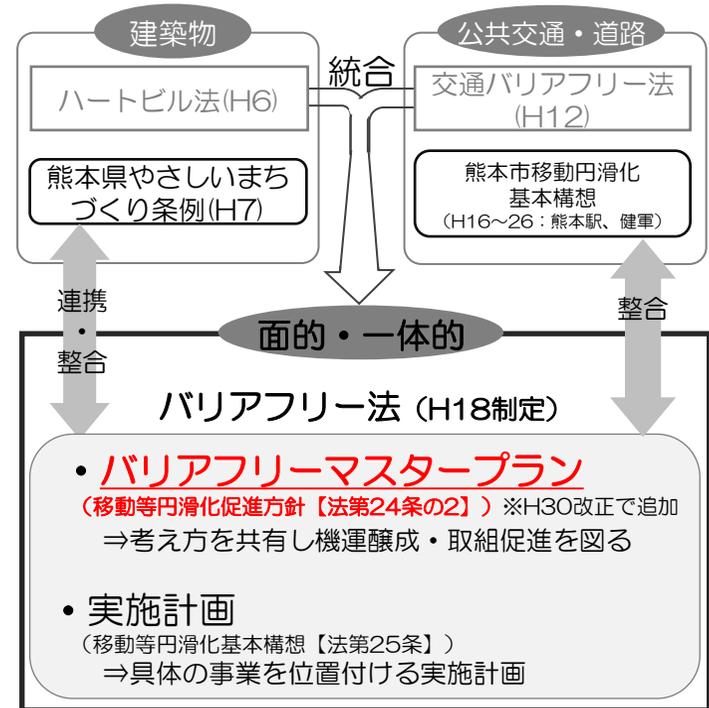
2 今後のスケジュール

令和5年（2023年）6月 7月以降	パブリックコメント結果の公表、バリアフリーマスタープラン策定（予定） マスタープラン策定後市ホームページ等で公表（予定）
令和6年（2024年）3月	令和6年度第1回定例会にてバリアフリー実施計画（素案）説明（予定）

背景

- 本市では、これまで熊本県やさしいまちづくり条例や熊本市移動円滑化基本構想（旧交通バリアフリー法に基づくもの）に基づき、個々の施設毎にバリアフリー化を実施。
- 面的かつ一体的なバリアフリー化を目的に制定されたバリアフリー法の改正（H30）により「バリアフリーマスタープラン」の策定が努力義務化。
- 誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けバリアフリー環境の形成が重要。
- コロナ禍等社会情勢の変化を踏まえ、全ての人々が相互に理解を深めるための「心のバリアフリー」等の促進が重要。

※心のバリアフリーとは
「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」



目的

- 面的・一体的なバリアフリー化の方針等を共有し、関係者間での機運醸成や具体的な取組促進を図る。
- 学識経験者、施設管理者及び住民等で構成する協議会を設置。関係団体と意見交換を行いながら検討を進める体制を構築し、継続した取組の推進を図る。

だれもが移動しやすく暮らしやすい上質な生活都市の形成を図る。

■ バリアフリーマスタープランの構成

構成
第1章 熊本市バリアフリーマスタープランについて 1.1 策定の背景と目的 1.2 改正バリアフリー法の概要 1.3 位置づけ 1.4 計画期間
第2章 熊本市移動円滑化基本構想の振り返り 2.1 熊本市移動円滑化基本構想の概要 2.2 基本構想に基づく事業の内容 2.3 さらなるバリアフリー推進に向けた課題
第3章 市のバリアフリーに関する現状と課題 3.1 市の概況 3.2 バリアフリーに関する現状 3.3 バリアフリーに関する課題
第4章 バリアフリー化の基本的な考え方 4.1 基本理念 4.2 基本方針
第5章 バリアフリー化に向けた取組方針 5.1 誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化 5.2 市民（地域）・事業者・行政の連携・協力によるバリアフリー化の推進 5.3 市民一人一人が互いに支えあう共生社会の実現に向けた“心のバリアフリー”の促進 5.4 継続的な進行管理と検証・反映による取組の推進やマスタープランの改善
第6章 移動等円滑化促進地区における取組方針 6.1 地区設定の考え方 6.2 地区別の取組方針
第7章 心のバリアフリーに関する取組 7.1 心のバリアフリーの必要性 7.2 心のバリアフリーの推進
第8章 マスタープランの推進 8.1 推進体制 8.2 評価

心のバリアフリーの必要性

誰もが安心して日常生活や社会生活を送るためには、施設や設備のバリアフリー化をはじめとするハード面の整備のみならず、私たちの心や生活に存在するバリア（障壁）を取り除くための「心のバリアフリー」が不可欠。

バリアを取り除くためには、相互にコミュニケーションを取ることを通じて、どのような困りごと（バリア）が生活の中で生じているのか、そのとき周囲の人はどのように行動すべきなのかといったことを知り、お互いの理解を深め、共感し、バリアを誰もが自分事として捉える必要がある。

「障害の社会モデル」をふまえながら、ひとりひとりが「心のバリアフリー」の必要性を理解するとともに、バリアを解消していくための具体的な行動を起こし、共生社会の実現に向けて社会の側を変容していく必要がある。

【心のバリアフリーを体現するためのポイント】 （ユニバーサルデザイン2020行動計画）

1. 障がいのある人への社会的障壁（利用しにくい施設・設備、観念等）を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
2. 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
3. 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を養うこと。

心のバリアフリーの推進

【取組方針】

心のバリアフリーの概念や必要性が広く浸透するよう、啓発事業等の取組をさらに推進。
推進にあたっては、市民、事業者等全ての方が心のバリアフリーについて理解していただけるよう取り組むこととし、とりわけ、幼少期から心のバリアフリーの概念に触れることが重要と考えられることから、小中学校等での教育に心のバリアフリーに関する学習等をこれまで以上に取り入れる。

【取組の例】※赤字は新規取組

○学校における心のバリアフリーに関する学習等

教育委員会との新たな取組、総合的な学習の時間等での出前講座（障がい者・認知症サポーター制度等）の活用、**手話の理解促進と普及に向けた機会の創出・パンフレットの配布** 等

○商店街ほか事業者（施設設置管理者）等に対する啓発等

社内研修等での出前講座（障がい者・認知症サポーター制度等）の活用、障がい者サポート企業・団体認定制度の周知、**観光施設における心のバリアフリー認定制度（観光庁制度）の周知・認定勧奨** 等

○その他

市政だよりほか広報媒体を通じた啓発、**市職員研修、地域・学校・事業者（施設設置管理者）・行政参加によるまちあるきワークショップ（疑似体験含む）、バリアフリーマップの作成** 等



障がい者サポーター研修・出前講座の様子